

新居浜市政広報テレビ番組制作・放送業務に係る
公募型プロポーザル実施要領

令和8年2月

新居浜市企画部シティプロモーション推進課

1 趣旨

この実施要領は、「新居浜市政広報テレビ番組制作・放送業務」の受託候補者を公募型プロポーザル方式により選定するために必要な事項を定めるものである。

2 業務の概要

(1) 業務名

新居浜市政広報テレビ番組制作・放送業務

(2) 業務内容

別添「仕様書」のとおり

(3) 契約期間

契約締結の日から令和9年3月31日（水）まで

(4) 契約上限額

20,200,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

(5) 事業担当課

〒792-8585 新居浜市一宮町一丁目5番1号

新居浜市企画部シティプロモーション推進課

TEL 0897-65-1251（直通） FAX 0897-65-1216

E-mail promo@city.niihama.lg.jp

3 プロポーザル参加資格

本プロポーザルに参加しようとする者は、新居浜市に令和7・8年度入札（見積）参加資格審査申請書を提出し、「広告・宣伝」において、参加資格を有すると認定（認定期間が有効であること。）されており、愛媛県内に本店、支店若しくは営業所を有する者のうち、次の要件を全て満たすものとする。

（1）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定ほか、次の要件に該当しない者であること。

ア 会社更生法（平成14年法律第154号）の適用を申請した後、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていないこと。

イ 民事再生法（平成11年法律第225号）の適用を申請した後、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていないこと。

ウ 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員（執行役員を含む。）又はその支店若しくは営業所の代表者をいう。）が暴力団員等（新居浜市暴力団排除条例（平成23年条例第29号）第2条第3号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員等でなくなった日から5年を経過しない者をいう。）であると認められること。

(2) 公告日から契約締結日までの間のいずれの日においても、営業停止処分又は新居浜市（以下「本市」という。）の指名停止措置若しくは競争入札参加資格の取消しを受けていないこと。

(3) 過去5年間（令和3年度から令和7年度まで）に、国又は地方公共団体等が発注したプロモーションに関連する広報番組等類似業務の受託実績があること。

4 スケジュール

公告日	令和8年2月16日（月）
質問受付期間	令和8年2月16日（月）～ 令和8年2月24日（火）
参加資格確認申請書兼誓約書提出期間	令和8年2月16日（月）～ 令和8年2月24日（火）
質問回答期限	令和8年2月26日（木）
参加資格確認結果通知	令和8年3月4日（水）
参加資格がないと認められた者の説明請求期限	令和8年3月6日（金）
説明を求めた者への回答期限	令和8年3月9日（月）
企画提案書等の提出期間	令和8年3月4日（水）～ 令和8年3月13日（金）
審査（プレゼンテーション・ヒアリングを含む。）	令和8年3月17日（火）
審査結果通知	令和8年3月18日（水）
業務委託契約締結	令和8年3月19日（木）（予定）

5 参加資格確認申請書等の提出

(1) 提出期限

令和8年2月24日（火）17時15分

(2) 提出場所

2（5）の事業担当課

(3) 提出方法

プロポーザル参加資格確認申請書兼誓約書（様式1）を作成し、関係書類とともに持参（閉庁日を除く8時30分から17時15分までの執務時間内）又は郵送（配達証明書付き書留郵便に限り、提出期限までに必着のこと。）により提出しなければならない。

6 参加資格確認結果の通知

令和8年3月4日（水）までに事業担当課からプロポーザル参加資格確認結果通知書（様式2）により通知する。

7 参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

(1) 参加資格がないと認められた者は、副市長に対して参加資格がないと認めた理由について、書面により説明を求めることができるものとする。この場合においては、令和8年3月6日（金）17時15分までに当該書面を持参の上、提出しなければならない。

(2) (1) の書面の提出先
2 (5) の事業担当課

(3) (1) により説明を求められたときは、説明を求めた者に対して令和8年3月13日（金）17時15分までに、書面（電子メール）により回答する。

8 質問の提出

(1) 提出期限
令和8年2月24日（火）17時15分

(2) 提出場所
2 (5) の事業担当課

(3) 提出方法
質問書（様式3）を作成し、電子メールにて提出すること。

(4) 質問に対する回答
令和8年2月26日（木）17時15分までに質問者へ書面（電子メール）で回答するとともに、事業担当課のホームページに掲載する。
ただし、本業務の受託候補者の選定において、公平性を保てないと判断される質問については、回答、公表しない場合がある。

9 企画提案書等の提出

(1) 提出書類
次のア～キを提出すること。
(ア～カは原本を1部、写しを7部それぞれ提出し、キは原本を1部提出すること。)
提出書類の用紙は、A4サイズ（一部A3版折込み可）、片面・左とじを基本とすること。

ア 企画提案書提出届 （様式4）

イ 企画提案書 （様式任意）
(別紙1 「企画提案書等の作成に係る留意事項」参照)

ウ 関連業務受託実績 （様式5）

エ 業務の実施体制 （様式6）

オ 担当者の経歴 （様式7）※担当者ごとに作成すること。

カ 業務スケジュール (様式8)

(別紙1 「企画提案書等の作成に係る留意事項」参照)

キ 見積書

仕様書に基づき、本業務に係る見積書（税込・捺印）を提出すること。

(2) 提出期限

令和8年3月13日（金）17時15分まで

(3) 提出場所

2（5）の事業担当課

(4) 提出方法

持参（閉庁日を除く8時30分から17時15分までの執務時間内）又は郵送（配達証明書付き書留郵便に限り、提出期限までに必着のこと。）により提出すること。

(5) その他

受領した提出物は返却しないものとする。また、書類等の追加提出は認めないものとする。

10 審査及び決定について

(1) 企画提案書等の審査は、新居浜市政広報テレビ番組制作・放送業務事業者選定プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）が行う。

(2) 審査委員会の委員は、審査委員会設置要領に基づき、本市職員で構成する。

(3) 企画提案書等の提出後、審査委員会において、参加者からのプレゼンテーション及びヒアリングを実施する。なお、プレゼンテーション及びヒアリングに応じない場合には、辞退したものとみなす。

ア 実施日時（予定）

令和8年3月17日（火）※詳細については別途通知する。

イ 実施場所

新居浜市役所本庁舎内 ※詳細については別途通知する。

ウ 実施時間

一提案者につき30分以内とする。

- ・プレゼンテーション（15分）
- ・ヒアリング（10分）
- ・入替え（5分）

エ 出席者

一提案者につき3名までとし、業務責任者となる予定の者は、原則出席すること。

オ 留意事項

プレゼンテーション及びヒアリングは、提出した企画提案書等を基に行うものとし、追加提出は認めない。ただし、これらを踏まえた上で、パソコン等による説明は許可する。なお、プレゼンテーション及びヒアリングの順番は企画提案書等の受付順とし、個別に行い、非公開とする。

(4) 審査委員会において、各参加者の企画提案書等、プレゼンテーション及びヒアリング内容について、総合的に評価し、受託候補者の特定を行う。

ア 審査委員会における評価項目、評価事項は次のとおりとする。

評価項目	評価事項	評価基準点 (最低水準点)
業務遂行力 (実施体制・効果測定) (25点)	業務実績は広範かつ十分か。類似業務に関する業務実績は十分か。本業務を迅速に遂行するためには、管理責任者及び担当スタッフが十分に配置されているか。	10点 (5点)
	本業務を確実に遂行できるスケジュールとなっているか。業務実施効果の測定方法は適切か。	15点 (8点)
企画提案力 (放送条件・構成・独自提案) (65点)	本市の市政広報テレビ番組制作及び放送業務において、仕様書に掲げる目的に沿って、独自性・工夫のある効果的な提案となっているか。 (放送日や前後の番組内容など放送頻度や回数は適正か。出演者の好感度・知名度はどうか。視覚障がい者や高齢者の視聴に対し効果的な配慮がなされているか。二次使用への対応はどうか。)	30点 (15点)
	幅広い世帯を対象とし、市政への興味・関心が持てる番組内容の提案となっているか。また、本市の認知度向上やイメージアップにつながり、市内外に広くPRできる提案となっているか。	20点 (8点)
	保有する媒体（他のテレビ番組・ラジオ・HP・SNS）を番組宣伝等に活用しているか。また、様々な媒体で情報発信する工夫があるか。	15点 (8点)
価格 (10点)	基本点（10点） （1－見積価格／契約上限額）	10点
合計		100点

イ 各審査委員の採点の合計点（以下「得点」という。）が高かった提案事業者を受託候補者として特定する。なお、得点が同点であった場合は、審査委員会で協議の上、委員長が決定する。

ウ 参加者が1者となった場合でも審査を行い、最低水準点を設けた項目において、各審査委員の評価点の平均点が最低水準以上であれば、受託候補者とする。

1.1 審査結果

- (1) 審査結果は、全ての提案者に書面（様式9、10）により通知する。
- (2) 審査結果に関する一切の事項についての質問、説明請求、異議申立て等は受け付けないものとする。
- (3) 受託候補者として特定された者と契約締結の協議を行い、随意契約により契約を締結するものとする。
- (4) 手続の透明性、公平性を確保するため、受託事業者決定後、速やかに業者名、評価結果を公表する。

1.2 その他留意事項

- (1) 参加者が次のいずれかに該当する場合は失格とする。
 - ア 提出書類に虚偽の記載があった場合
 - イ 実施要領に違反した場合
 - ウ 企画提案書等に不備、錯誤等があり、再提出を指示したにもかかわらず、期限内に提出されなかつた場合
 - エ 最低水準点を設けた項目において、各審査委員の評価点の平均点が最低水準点に満たない場合
- (2) 本件に係る費用は、全て参加者の負担とする。
- (3) 提出された書類等は、必要な範囲において複製を作成することがある。
- (4) 本プロポーザルは優先交渉権者の特定を目的に実施するものであり、契約内容においては必ずしも提案内容に沿うものではない。
- (5) 契約の締結に当たっては、本市が用意する契約書を使用する。
- (6) 本実施要領に定めるもののほか、必要な事項については、協議により決定するものとする。

以上

(別紙1)

企画提案書等の作成に係る留意事項

1 提出物

次のとおり作成し、提出すること。書類は原則としてA4判で作成するものとし、様式の指定がないものについては任意様式とする。

書類名	提出部数		備考
	原本	写し	
ア 企画提案書提出届	1	7	様式4
イ 企画提案書	1	7	任意様式
ウ 関連業務受託実績	1	7	様式5
エ 業務の実施体制	1	7	様式6
オ 担当者の経歴	1	7	様式7 ※各担当者につき1枚作成
カ 業務スケジュール	1	7	様式8
キ 見積書	1	—	任意様式

2 提出書類作成に当たっての留意事項

(1) 関連業務受託実績（様式5）

過去5年間（令和3年度から令和7年度）に、国又は地方公共団体等のプロモーションに
関連する素材制作等類似受託業務の実績を記入すること。

(2) 業務の実施体制（様式6）

管理責任者を1名、予定スタッフを1名以上配置し、予定スタッフについては全員
記入すること。なお、管理責任者が予定スタッフを兼ねることはできないものとする。

(3) 企画提案書

ア 仕様書を基にした提案内容を詳細に記載することとし、次の項目については必ず提案を行ふこと。

・番組内容（番組構成等）

次の①～③の内容を加味し3パターン作成すること。

①市職員出演企画（特別職含む）

②市民出演企画

③市の魅力発信や重要な政策を含む市政情報の発信に関する企画

・放送時間帯（提案時間帯の令和7年1月1日から令和8年1月31日までの世帯視聴率、
個人全体視聴率、性別・年代別個人視聴率）

- ・年間放送回数
- ・アクセシビリティ対応
- ・番組宣伝案
- ・独自提案
- ・製作スタッフ体制（代表者の氏名、連絡先など）

イ 提案趣旨やアピールしたいポイントなどを記述すること。

エ 本業務において製作した映像を放映する時間帯の前後の番組名及びその視聴率（令和7年1月1日から令和8年1月31日）を記載すること。

オ その他PR等がある場合には、添付可能とする。

（4）業務スケジュール（様式8）

受託者として選定された場合の契約期間における業務工程表を作成すること。

以上